

第45回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時： 平成28年3月10日(木)午後2時00分から午後3時30分まで
開催場所： 松本市役所東庁舎3階 議員協議会室
出席委員： 大江裕幸会長(信州大学経済学部准教授) 大久保真一委員(松本市議会議員)
近藤晴彦委員(松本市議会議員) 青木豊子委員(松本市議会議員)
宮下正夫委員(松本市議会議員) 澤田佐久子委員(松本市議会議員)
井口司朗委員(松本市議会議員)
三石昇史委員(長野県松本警察署長)
石井杉男委員(長野県松本建設事務所長) 武者忠彦委員(信州大学経済学部准教授)
清水聡子委員(松本大学総合経営学部教授)
伊藤茂委員(松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長)
青柳美一委員(松本市農業協同組合代表理事組合長)
胡桃澤宏行委員(松本商工会議所専務理事)
忠地秀起委員(松本商工会議所建設部会長)
本間恵子委員(松本商工会議所女性会会長)
星河淑美委員(社)松本薬剤師会理事)
欠席委員： 大窪久美子委員(信州大学農学部教授)
古沢明子委員(松本市農業委員会会長代理)
飯島みゆき委員(長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員)

(上條裕久都市政策課長)

只今から第45回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局長をしております都市政策課長の上條裕久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、委員の交代についてご報告をいたします。松本市農業委員会の大澤徳次委員ですが、役員の改選に伴いまして後任に古沢明子様委員となりますことをご報告いたします。なお、古沢委員におかれましては、本日、所用ため欠席となっております。

次に本審議会の委員の出欠でございますが、委員20名のうち、古沢明子委員、大窪久美子委員、飯島みゆき委員の3名が都合により欠席との連絡をいただいています。なお、清水聡子委員は遅れるとの連絡をいただいています。したがって、現時点におきまして、出席の委員数は16名となり、松本市都市計画審議会条例第5条2項の、委員が2分の1以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、当審議会の事務局長であります上條一正建設部長よりあいさつを申し上げます。

(上條一正建設部長)

皆さん、こんにちは。建設部長上條でございます。大変お忙しいところ、松本市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。一言、開会にあたりましてごあいさつを申し上げます。

先ほど事務局長が申しあげましたとおり、役員改選に伴って古沢明子様が新委員ということになりました。ここにご出席いただいている委員の皆さまともども、今後もよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

本日、議題ということで報告をさせていただきます「立地適正化計画」ということに現在取り組もうとしているわけですが、後ほど事務局から詳しいことを申し上げますが、都市計画審議会でもご議論いただいた都市計画法に基づきます「平成22年都市計画マスタープラン」を策定しておりますが、この松本市がめざす将来の都市像を「集約型都市構造」ということにして取り組みを始めていたわけですが、具体的にどういう形で取り組むかということについて、さまざまなことを研究してきていたわけですが、この度、国も「コンパクトシティ」プラス「ネットワーク」ということで法体制を整えたことに伴いまして、ちょうど私たちが進めていこうとすることへの制度としての後押し、それから足固めの部分ができたと考えておりまして、そのようなことを踏まえて、今日、考え方をご報告させていただきます。ご意見をいただきたいということで、本日、会議を開催をお願いしたところでございますので、それぞれのご専門のお立場から忌憚のないご意見を頂戴いたしますようお願いを申しあげまして、私の方からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(上條裕久都市政策課長)

続きまして、議事に入る前に資料の確認をお願いいたします。

先日ご送付しました資料といたしまして、次第、第44回都市計画審議会事務処理の概要、第45回都市計画審議会の議案書等、委員名簿でございます。また、本日追加の資料といたしまして「立地適正化計画策定の流れ」と昨年11月に改訂しました冊子「松本市の都市計画」を机の上にご配布しておりますのでご確認をお願いしたいと思います。資料が不足している方はいらっしゃいませんか。

< 不足している委員なし >

それでは、以降は大江会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大江裕幸会長)

それでは、ただ今から第45回松本市都市計画審議会の議事を始めたく存じます。会議の進行は、松本市都市計画審議会条例第5条第1項により会長が務めることとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、議事録の署名人でございますが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項によりまして、本日出席委員の中から予め指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日の審議会の議事録署名人は、近藤晴彦委員と胡桃澤宏行委員にお願いいたします。

議事に先立ちまして、事務局より第44回審議会に係る事務報告をお願いいたします。

(赤間善浩都市政策課課長補佐)

事務局担当の都市政策課都市計画担当係長の赤間善浩と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは平成27年6月3日開催しました、第44回松本市都市計画審議会に関わる事務処理についてご報告いたします。

事前にお配りしました資料の事務処理の概要をご覧ください。前回、付議された案件は1件ございまして、松本都市計画地区計画(東方地区)の決定について、松本市決定の案件でございました。内容は島内東方の線引き前から立地する工場の跡地において、都市計画法の許可を受けた民間事業者により宅地造成が行われた地区の住環境悪化の防止や周囲の田園環境と調和した緑豊かで健全な居住環境の形成等を目的とした地区計画の決定でございました。事務処理の経過としましては平成27年6月3日の審議会にて審議・可決をいただいた後、6月11日に市長へ審議結果の報告をいたしました。その後、6月25日、松本市告示第387号により告示、縦覧されています。

事務処理の報告につきましては以上でございます。

(大江裕幸会長)

ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

< 委員からのなしの声 >

< 清水聡子委員入室 >

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。では特にご質問等が無いようですので、議事をはじめます。本日は、報告事項「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて」の1件となります。

それでは、事務局に伺いますが、本報告事項につきまして傍聴者はございますか。

(赤間善浩都市政策課課長補佐)

はい、報告事項「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて」の傍聴者はございません。

(大江裕幸会長)

はい、ありがとうございます。それでは、報告事項の説明を担当課よりお願いします。

(柳澤均都市政策課係長)

私は都市政策課都市計画担当係長の柳澤均と申します。それでは、私の方から本日の報告事項「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて」ご説明をさせていただきたいと思います。それでは、着座にて説明させていただきます。

まず、本日追加資料でお配りしました、計画策定の流れをご覧ください。

この計画については、昨年6月3日に開催した第44回松本市都市計画審議会において、報告事項として制度の概要及び取組みの考え方を説明させていただきました。今年度は、基礎調査を通じて現状分析を行い、課題の整理や計画の策定方針を検討してきて参りました。また、様々な分野の計画と整合を図りながら、包括的なマスタープランとして作成するものであり、庁内において都市計画策定庁内連絡会議等を開催し検討を進めてきた経過でございます。

本日はその内容について報告させていただき、来年度以降の取組み方針などについて協議させていただくものでございます。

それでは、議案書の4ページからの内容につきまして、前のスクリーンを使いまして説明をさせていただきます。先ず第1章、この計画の趣旨について、前回の資料とも一部重複する部分がございますが簡潔に説明をさせていただきます。

国では、平成26年8月に、「都市再生特別措置法」と「地域公共交通活性化再生法」の一部を改正し、

立地適正化計画を策定することが可能となりました。これは、現代社会において人口減少や高齢化などの課題が進行し、都市の低密度化を見据えたうえで、将来に渡り、持続可能な都市機能を保持していくために策定する計画です。都市計画区域内の市街化区域内において居住機能や都市機能を誘導する区域を設定し、資源の効率的な利用や誘導を図るとともに、都市内の拠点を公共交通などのネットワークで結び、効率的でコンパクトなまちづくりを推進することを目的としております。

ここで、地方都市の財政状況を考えますと、今後の生産年齢の減少に伴う歳入減少が見込まれる一方で、高齢化による社会保障の増大と、社会基盤の維持管理費の増大も見込まれることから、財政収支は悪化することが懸念されております。上のグラフでそのような状態が示されております。

下は市町村の人口密度と行政コストを分析したグラフです。人口密度と一人当たりの行政コストには一定の関係があり、持続的な都市経営を維持するためには、人口密度を高め、行政の効率化を図ることが不可欠とされています。

こちらは、地方都市における市街地の低密度化について、国が県庁所在地で分析をした資料となっております。

表中左のグラフにつきましては、1970年から2010年までの40年間で人口は2割増加してきましたが、今後の30年間で1970年と同水準に減少が予想されています。これに対しまして、右側の人口集中地区、いわゆるDID地区の面積は、2010年までに倍増しており、今後低密度化が進行することとなります。後ほど松本市の状況についても説明しますが、ほぼ同様の傾向にあります。

続きましてこちらは、飯田市を事例に国が予測した資料です。これは、都市の形成につきまして対策を講じないまま、市全域で均一に人口が減少したと想定した場合、2040年にはDID地区設定の基準となるヘクタール当たり40人を超える赤い地点がほとんどなくなり、市街地におきましても低密度で行政コストが高い市街地が残されてしまうこととなります。これは行政コストだけでなく、住民やお客がいない所には新たなお店の出店も難しくなれば、公共交通も走らない、深刻な状況へとなってまいります。

都市の部分的な問題への対症療法では間に合わないことから、都市マネジメントの転換に取り組んでいく必要があります。

そこで平成26年8月に施行された都市再生特別措置法の改正では、中心市街地や公共交通沿線の拠点地区に都市機能を集約させ、都市型居住の創出や民間活力を誘導するとともに、これらをネットワークで結ぶことで、持続可能なまちづくりを進める具体策として立地適正化計画の策定が位置付けられました。

この立地適正化計画は、様々な分野の計画と整合を図りながら、都市機能の立地の適正化に関わる包括的なマスタープランとして作成するものです。作成にあたっては、都市全体の観点から、交通ネットワークの再構築をはじめ、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化などの関係する計画や、民間施設の誘導策など、様々なものと整合性や相乗効果等を考慮しつつ総合的に検討をしていく必要がございます。

松本市が目指す都市構造の基本的な考え方として、先ほど部長からもご説明がございましたが、平成22年3月に策定した都市計画マスタープランにおいて、集約型都市構造を目指すこととしています。

メリハリのある土地利用を推進し、多様な住まい方のできる都市構造とするため、中心市街地や鉄道駅周辺などの、交通便利性の高く歩いて暮らせるエリアへ人口誘導を図ることとしています。また、市街地郊外においても集落のコンパクト化は必要なのですが、自然環境に囲まれゆとりある暮らしの生活環境を維持しつつ、コミュニティの形成を図るとともに、都市部と集落をつなぐ公共交通の充実により生活利便性の向上を目指していくと考えております。

これらを目指す都市構造への転換を具体的に示すのがこの立地適正化計画となります。概ね20年後のまちの姿を展望して、計画の区域は都市計画区域内としますが、都市全体を見渡しながらかつ作成していきます。

計画に位置付ける事項としては、目指すべき都市構造に向けた基本的方針を定めたとうえで、都市機能や居住を誘導する区域の設定やそれらの区域に誘導する方策を検討していきます。

続いて第3章で計画策定の手順となります。計画策定を進める際のポイントは、ひとつに「現状の把握」、そして2番目といたしまして「将来あるべき姿を描く」、3番、そこへ向けて有効な「シナリオ」の作成をしていくということになります。そこで、表にございますように、まずは、都市の現状や特徴の把握、そして課題の整理を行います。

現状の都市機能の分析として、拠点性の高いエリアを選定し、各拠点における周辺地域との関連性や施設の集積状況などを確認します。そういった地域の分析を行ったうえで、拠点を中心として将来的にも機能を維持したり、集中して機能を高めるべき区域の設定を行います。また、機能を誘導する支援策等の施策の検討を行います。

第4章といたしまして、今年度進めてきました都市構造の分析結果について、ご説明をいたします。基礎データの収集として様々な項目について現状や特徴の把握を行いました。また、将来人口推計を行い各施設や機能における人口密度などの分析を進めております。

主な分析結果について説明いたします。4-2は、松本市の人口推計等を示した資料です。右側の地図は、青い線で囲まれた区域が、昭和45年当時の人口集中地区を示しております。概ね線引き制度を導入いたしました昭和46年5月当時の状況になるかと思っております。

そして赤いラインが平成22年の国勢調査に基づく区域であり、南部方面に広く拡大しており、面積的には2.4倍となっております。また、市域全体の人口は、昭和45年から1.2倍にまで増加を続けてきましたが、今後の30年間では昭和45年当時に減少する見込みであり、その時点では高齢化率も34.6パーセントまで上昇する見込みとなっております。

4-3で高齢化の進展について分析した図面を付けてございます。高齢化を推計しますと、山間部や開発から30年を超えるような団地等においては、二人に一人は65歳以上となる傾向がみられ、高齢化が急激に進展することが予想されます。

4-4は、将来人口密度等について分析したものです。将来人口密度は、平成22年国勢調査を基準といたしまして、500メートルのメッシュ毎における過去5年間における推移の傾向を反映し、平成52年(2040年)の将来人口推計を行い、密度を算出しております。

現在のDID地区における人口密度は、ヘクタール当たり46.5人ですが、交通利便性の高い地域ですとか、拡大した市街地外縁部においても、低密度化が進行し市街化区域の設定基準となる1ヘクタール当たり40人未満のエリアが大幅に増加するという予想になってございます。

続いて、4-5からは主な土地利用の状況を整理してございます。こちらは、最近問題視されることが多くなった空き家の分布状況です。右の表に示すとおり松本市におきましては、他都市に比べまして新設住宅の着工数も依然高い状況となっております。しかし、空き家の状況は住宅密集地である市街地部等を中心に、市域全体に分布している状況にございます。こういった空き家につきましても都市の資源として今後有効活用していく視点も持ちながら、今後の重要な課題と捉えております。

4-6は市街化区域内の農地について示した図面です。ここで、現状を説明した文章の2行目のところに「校外の農地」という部分で「校外」という字が誤字になっておりますので、訂正をお願いいたします。

市街化区域の拡大を図った、昭和59年の第2回定期線引きから概ね30年を経過しておりますが、依然大小の農地が点在している状況となっております。集団農地につきましては、昭和59年以降、組合施行で49地区約306ヘクタールの土地区画整理事業が行ってまいりましたが、今後は、残った土地で、個人の都合に合わせた個別単位での小規模開発が進むことも想定されます。

昨年、都市農業振興基本法が制定され、都市農業の安定な継続と、多様な機能として良好な都市環境を形成するために計画的に土地利用の推進を図っていく必要があると考えております。

4-7は地形による災害の危険性を示すものです。松本は、四方を山間地に囲まれ多くの河川が流れており、合流点となる中心市街地部等では浸水想定箇所が多く存在しております。また、山間部では土砂災害警戒区域や、大規模地震等の発生も危険性が高い地域とされており、ソフト対策も含め強靱な都市づくりを進める視点で検討をしていく必要がございました。

そういった中で、4-8の資料ですが、都市機能の利用人口と、周辺の人口規模の関係性を整理した資料になります。都市機能の各施設の立地を考えると、周辺人口規模により、その機能や規模が異なってきます。こちらではその概ねのイメージが示されております。

続いて、4-9からは、松本市内の現状について、国勢調査の500メートルメッシュデータによる人口の現状と将来推計等により都市機能との関係を分析してございます。まず4-9は、公共交通の人口カバー率を分析したものです。現在は市街化区域内の公共交通が利用しやすいエリアには、ヘクタール当たり45人の人口密度がございまして、2040年には人口減少によりエリア内の密度は36人まで減少する予測となっております。利用者の減少による路線運営などへの影響が懸念されております。

続いて4-10は、生活に欠かせない商業施設の周辺人口を分析した状況です。歩いてスーパーやコンビニに買物に行ける範囲を、半径500メートル程度と想定し分析を行っております。現在、中心市街地周辺においても、生鮮3品などを販売する小売店が姿を消し、移動手段を持たない高齢者などに買い物難民の方が増えております。店舗が全て存続することを仮定すると、エリア以外に居住する「アクセス困難者」は人口減少により減ることとなりますが、当然、エリア内を含め全体的に人口密度が減少することにより、店舗が無くなるなどの影響が生じてくる可能性がございました。

2040年を予測しますと、各施設へのアクセス性が高い区域に居住する人口は、市街化区域の設定基準となるヘクタール当たり40人を大幅に下回る予想となっております。これは他の施設の分析でも同様の結果となっております。

続いて4-11、こちらにつきましては医療施設の利便性ということで整理をしてございますが、比較的頻度が高く通院する、内科院や歯科について同様に分析した結果です。こちらでもDID区域内における人口密度を分析してございますが、右側の表で「老年人口密度」と表示してございますが、こちらは全人口密度で予測してございますので「老年」の記載の削除をお願いいたします。

松本市の特徴といたしまして、市街化区域を中心として、広く市域全体にこういった医院が立地しており、かかり付けの医院が他都市に比べ充実している状況にございます。また、高次の医療の拠点として第三次救急医療機関である信州大学病院や相澤病院等もあり、その他にも病床数100を超える病院が6つ立地をしてございます。ですが、同様にDID内の2040年の人口密度は、33.7人まで減少していくということになりますと、かかり付け医院が減少するという懸念もございまして。

また、同様で4-12では、金融機関の立地状況による利便性を分析してございます。比較的人口が集まった地区に点在をしており、市域全体にバランスよく点在している状況にありますが、スーパー周辺に金融機関が立地する箇所が比較的多く、日常的な買い物にあわせて利用しやすい状況になってござ

います。しかし、それらの関係施設等との状況もございませうが、同様にD I D内で分析をいたしますと、2040年には40人を下回る数字という予測となっております。

4-13では地域特性や拠点性の分析方法を例で示してございませう。拠点を中心とした一定の地域の状況を、都市の形成や土地利用など様々な視点から分析を行い、地域特性や施設の立地など現状の評価、検証を行ってまいります。これらの分析により、各地域の拠点地区の位置付けやどの都市機能の誘導が必要かなどの方向性を判断していきませう。

こちらは村井駅周辺エリアの状況を整理したのものになってございませう。

続いて第5章では、今後のまちづくり方針と目指すべき将来都市構造を整理してございませう。市街地の構造や社会状況は変化をしてきてございませう。モーターゼーションの発展や、生活スタイルの変化により、市街地の拡大は依然進行する傾向にあり、市街地の低密度化も進行することで様々な課題が生じてきてございませう。

昨年10月に行われました国勢調査の速報で、松本市の人口は、県内の市で唯一増加状況にありませうが、このまま、自然現象として放置してしまえば、人口の減少や高齢化が深刻化することは否めませう。市街地において一定の人口密度を維持していくため、今後は原則として市街地の拡大は行わず、公共交通の充実などで利便性の向上や、様々な都市機能の充実、そして居住にインセンティブを与えるような魅力ある街づくりに向け取組んでいく必要があると考えてございませう。

続いて、立地適正化計画策定の手順といたしまして説明をさせていただきます。まずは、都市構造の核となっている拠点の抽出を3つのステップで進めていきませう。

まず拠点となります第一の候補として、都市計画マスタープランで都市機能の集約を図ることと位置づけられている、都市中心拠点、交通拠点のうち8つの拠点の半径1キロメートルを設定します。加えて、今年度、「松本地域公共交通網形成計画」策定のため、昨年度、松本市と山形村の1万世帯を対象として実施した住民移動実態調査において、日常的にトリップが集中し移動の目的地となっている商業施設等17地点周辺の半径500メートルを設定します。さらに、それらに含まれない比較的公共機関が集積して立地する合同庁舎周辺及び支所・出張所等の周辺半径500メートルを拠点の候補として抽出いたします。

これらの地域について、居住の状況や都市機能の立地状況、交通の利便性など、周辺地域の核となる拠点性の現状について評価を行い、都市機能を集積すべき都市中心拠点、地域拠点若しくは居住を誘導すべき生活拠点、そしてコミュニティの維持を図るべきコミュニティ拠点の3つのタイプの拠点として分類を進めてまいります。

5-3拠点の役割でございませう。こちらは、各地区を評価する際の、主な評価基準をまとめたものでございませう。都市中心拠点地区には、広域的な利用も目的とした高次都市機能が集積され、公共交通においても高い結節点機能を有する必要があると考えてございませう。また、地域拠点では周辺地域や交通のネットワーク上にあるエリアの日常生活を支える機能が集積しており、将来においても機能が維持できるような、既存の人口密度以上の人口集積を図るべき地区を想定してございませう。生活拠点は、歩いて暮らせる範囲に一定の日常生活施設があり、今後も既存人口密度等を維持していく地区を想定してございませう。

また、国が示す「立地適正化計画作成の手引き」などで、設定は任意とされている部分ではございませうが、松本市の地域づくりの基本としている35地区の地域づくりセンター周辺は、コミュニティ拠点として、地域の伝統や繋がりを維持すべき地区として位置付けていきたいと考えてございませう。

5-4は、都市機能として拠点地区別に配置することが望ましい都市機能を分類した表になります。各拠点に立地することが望ましい施設として、その規模や機能をイメージしていくものでございませう。

拠点エリア毎の状況について、地図上で機能配置や交通網の状況等を落とし込み、地域別カルテを作成し評価・分析を行っていきませう。

5-5は、例といたしまして先程人口分析等を示しました村井駅周辺の都市機能分布や将来推計結果になってございませう。村井駅周辺や国道19号沿線には大規模な商業施設や医療機関も多く立地している状況に加え、駅周辺の工場跡地等が宅地化されるなど、都市機能集積が行われてきた地区です。松本においては2番目に乗降客数が多い鉄道駅ともなっておりませうが、また、松本医療センターの改築や、村井町南土地区画整理事業などの新たなプロジェクトも進行してございませう。

一方、人口密度の低下や、高齢化の進行が予想され、将来商店街の衰退傾向も懸念されていることございませう。そういった中で、公共交通の拠点として周辺地域の将来のまちづくりを見据えたうえで、駅施設のバリアフリー化や周辺環境改善も必要な地区ではないかと捉えてございませう。

この様な評価・分析を拠点地域ごとに実施をしてということでございませう。

拠点地区の評価分析結果を基にしながら、6-1のイメージ図に示してございませうが、今後も都市機能の立地を誘導し人口密度の集積を図るべき、都市機能誘導区域と、その周辺で居住を誘導すべき居住誘導区域の設定を行っていきませう。

それらの整理の方針といたしまして、6-2に都市機能誘導区域の設定の考え方を示してございませう。先程ご説明いたしました、都市中心拠点地区と地域拠点地区の周辺に設定をしていきたいと考えてございませうが、都市中心拠点地区は松本駅と松本城、あがたの森を結ぶ中心市街地周辺に位置付けていきたいと思っております。また、この地域は広域的な視点からも、周辺市町村との連携等により、広域的な都市機能も担う高次施設などの立地を踏まえた検討を行っていききたいと考えてございませう。また、地域拠点地区につきましても、その移動人口の容量等を考慮し、まずは素案として、鉄道駅周辺は半径1キ

ロメートル、そして主要なバス路線の結節機能等を有するバス停周辺の半径500メートル圏に設定をしていきたいと考えております。

都市機能誘導区域の範囲と誘導すべき施設につきましては、平成28年度、来年度中に設定をしていく予定です。

続いて6-3、居住誘導区域の考え方をご説明いたします。市街化区域内で既に居住に適さない、災害危険区域や工業専用地域などを外したうえで、都市機能誘導区域の周辺で歩いてアクセスできる範囲や、公共交通機関の沿線、また沿線から、多少離れていても周辺に生活拠点地区があるような範囲を含め設定していきたいと考えております。居住誘導区域の範囲については、広く住民の皆さんとの協議をすすめながら、2年後の平成30年度中の設定を目指していきたいと考えております。

続いて、6-4に一定の人口密度を維持するため、居住を誘導する区域の数や規模などの方向性を整理しています。集約化パターンの考え方といたしましては、3つのパターンを検討いたしました。今後、具体的には市民の皆さんの意見を聞いたり、関係機関の皆さんと相談をしたりしながら決めていくという形になりますが、松本市では、既に居住に適さない部分のみを除外する現状の追随型ではなく、市街化区域内の拠点地区に加え、公共交通のサービス水準の高いエリアに居住の誘導を図り、集約を促進する「集約促進型」の考え方で調整を進めていきたいと考えております。

拠点への集約と、公共交通への集約を図るイメージの3つのパターンを示してございます。

設定する区域内の人口密度は現在と同水準に維持することで、公共交通軸周辺などの歩いて暮らせる環境で生活する市民の割合を増やすとともに、メリハリのある都市構造とすることで、集約型都市構造を実現し、効率の良い行政運営となる環境を整えていきたいと考えております。

小さくて見づらいかもかもしれませんが、パターン3としております一番右側の部分、こちらの集約促進型の方向性で検討を進めていきたいと思っております。

最後に6-5の資料をご説明いたします。誘導を図るための施策や事業案について現段階で想定している事項を示してございます。都市機能誘導区域については、その区域に誘導すべき施設を位置づけ、その立地を支援するとともに、区域外への計画については届出制とし調整や勧告、斡旋を図ることとします。それら支援については、国の各省庁でも連携をしながら、様々な事例の紹介、支援策の検討がされてきております。国からも事業の展開を後押しする方針が出されております。また、これらの支援措置を講じるため、都市再生特別措置法の一部を改正する際に衆参両議院の附帯決議が出されております。その対象として、実質的に居住区域の設定と市街地をコンパクト化に資する形に意欲的に取り組む市町村のみの支援をすとされております。居住を誘導する施策としても今後様々なツールを検討しながら、具体的な方向性に向けて検討を続けていきたいと考えております。

資料1につきましては、説明は以上です。つづきまして、資料1-2をご覧ください。こちらは今後の進め方ということで、この松本市立地適正化計画の策定体制の案としてございます。この計画策定にあたりましては、来年度(28年度)から松本市都市計画策定市民会議設置要綱に基づく市民会議を設置し、検討をしていく予定です。この市民会議は、市民と行政が協働して本市の都市計画に関する基本方針や交通計画を策定するために設置するものであり、現行の都市計画マスタープランもこの会議の審議を経て策定されました。立地適正化計画は、松本市都市計画マスタープランに掲げる集約型都市構造への転換を具現化するものであり、以前より委員長として携わっていただいている長岡技術科学大学の中出文平教授や今後、分野の専門家そして関係機関といたしましては、長野県からの参画をお願いしていきたいと思っております。現段階での案は、この資料の裏面22ページの構成に示してございますが、概ね10名程度の市民会議の委員を策定していきたいと思っております。

また、今年度と同様、庁内の関係部局や関係機関、そして今後は市民の皆さまの意見を丁寧にお聞きしながら、関係機関等とも連携をしながら、松本市の特性や利点を生かした松本版の計画づくりを進めていきたいと思っております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。内容や進め方につきまして、ご審議を頂きますよう何卒よろしくお願いいたします。

(大江裕幸会長)

どうもありがとうございました。ただ今、報告事項「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて」の説明がございました。

本審議会の位置づけについて確認させていただきたいのですが、検討状況については随時この審議会にご報告いただけるという理解でよろしいでしょうか。

(柳澤均都市政策課係長)

はい、平成28年度につきましても、この都市計画審議会におきましては、計画策定が進む状況におきまして、その都度報告をさせていただきます。来年度は都市機能誘導区域の設定までを考えていますので、最終的にはこの都市計画審議会にはかり、公表していくということで進めていきたいと考えております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。もう1点、来年度末に本審議会での諮問ということですが、それは審議会

での議決事項ということで理解してよろしいでしょうか。

(柳澤均都市政策課係長)

はい、都市計画法に基づく決定事項ではないのですが、この審議会において協議をいただいたうえで、了承いただいて公表していくものと考えております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。本審議会での位置づけについて確認させていただきました。
ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。
それでは清水聡子委員、お願いします。

(清水聡子委員)

松本大学の清水です。よろしくお願いいたします。

松本の街中から北アルプスの山々や美ヶ原が見える、これは松本らしさ、松本の独自性ということで本当に大切なものだと思います。7ページのところのポツの2つ目ですが、中心市街地や鉄道駅周辺について既存人口密度よりも高い密度を設定という記述、それから20ページのところになりますが、これもポツの2つ目で、用途地域の変更、指定容積率の緩和、こういったことによって松本らしさ、松本の独自性ということが失われてしまうとただの地方都市になってしまうといったようなことが起こりかねないと考えられます。ですので、松本らしさや松本の独自性といった松本の良さを維持できるよう、山が見えるということは非常に大きな松本の魅力だと思いますので、そういったことを強く希望いたします。意見として申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。今のご意見につきまして、事務局として何かありますか。

(柳澤均都市政策課係長)

ありがとうございます。松本の独自性、少し事前で長く説明させていただきましたが、どの都市でもこういった将来の街づくりを進めているわけですが、そこにどう松本のインセンティブを与えていくかという部分にいきますと、やはり松本のこの自然環境であったり歴史文化というものを尊重しながら、松本版の立地適正化計画もしくは都市の街づくりを目指していきたいと考えています。またその辺を踏まえまして計画策定を進めていきたいと思っております。

(大江裕幸会長)

清水聡子委員、よろしいでしょうか。

(清水聡子委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは他に、ご意見やご質問などいかがでしょうか。
では近い方から、武者委員、よろしくお願いいたします。

(武者忠彦委員)

信大の武者です。今の清水先生のご意見に関連するんですけども、今日出された資料を拝見すると、ある意味、立地適正化計画は8割方もう詰まっているような感じがします。あとは細かい部分として、区域設定をどうするかとか、テクニカルな部分は残しているんですけども、大枠はできているような感じがします。だとするとこれから、中出先生が委員長になられて、せっかくおいでいただいて議論を進めていくにあたって、ぜひやっていただきたいのは、この立地適正化計画というのはコンパクトシティを進める手段ではあるんですけども、これだけではかなり制度としてはまだ弱いと思います。あくまでも居住や都市機能にしても誘導であって、これで実態的にコンパクト化が進むかっていうところは正直心もとないところはあると思います。だとすると、もうひとつ必要なのは、ある種の誘導ではなくて自発的に人口なり産業が集まるような、幸福論と言ってしまえば少しぼやけているんですけど、たとえばかつてあった郊外庭付き一戸建てというような幸福論が逆に今度まちなかに住みたいと思うような幸福論があるかどうか、というところがすごく大事だと思います。それがあつて、松本版のそういうものがあるかどうかということなんですけれども、そのあたりもぜひ松本の立地適正化計画、あまり技術的なところに偏らないで、そういった何かストーリーといったものも、ぜひ計画の中に盛り込むような議論がこれからはなされていくといいなと感じております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。今のご意見について事務局から何かあればお願いします。

はい、お願いいたします。

(上條裕久都市政策課長)

はい、今の武者先生のお話ですが、そのことについては松本の市内で暮らすということが、やはり他都市にくらべてどれだけメリットがあるかというようなところも示していく必要があるのかなと思ってますし、そういうことでこれから人口減少社会において、選ばれる都市になっていくことも必要なのかなというふうに思っております。今のような意見も参考にいたしまして、今後集約ということ考えた場合に、皆さんが暮らすのに対してどういう集約が一番いいのかと、こういうようなことも考えながら進めていければというふうに思っておりますので、またいろいろなアドバイスあればお願いしたいと思います。以上です。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。武者委員、いかがでしょう。

(武者忠彦委員)

そうですね。まさに今言われたように、皆さん、多分コンパクトシティと言ってもそれがハッピーなのかどうか全くイメージができていくと思うんですね。そのあたり特に拠点ごとにそういった暮らしのイメージみたいなものを具体的に書き込んでいくことが必要かなと思っております。

(大江裕幸会長)

では胡桃澤委員、お願いいたします。

(胡桃澤宏行委員)

質問、意見を話す前に、今の件ですけれども、それが地域づくりの拠点いわゆる地域づくりで今やっておられること、それをもうちょっと充実をしていくということじゃないのかなとそんなことを感じました。それからもう一つ、意見ですけれども3月の時にも意見を申し上げたというふうに理解をしておりますけれども、もう一つ考えなくてはいけないのはどういうレベルで考えるかは別にして、働く場所、特に社員が多いものづくり企業さん、というのを頭の中に置いて、やはり交通の結節点、あるいはその交通網のいいところ、歩いて500メートル、あるいは1キロ以内でそういうものを立地する、誘導みたいなこと、今も団地造成、いろんな形で施策をやっていただいておりますけれども、もうちょっとこれに関連してそのようなことも1つの検討に入れていただければいいんじゃないのかなと思います。と言いますのはやはり今は車社会でして、将来的に見たときにほんとうにそれでいいのかなと、やっぱり公的な交通機関を使って通えと、こういうところも大事なかと、そんなふうに思いますので、工場の誘致いわゆる誘導みたいなものも、なにかそんなことも考えていただければと思いました。ただ、この計画については、前回もお話したと思いますけれども主旨も内容も進め方も考え方もいいというふうに思いますので、ぜひスピード感を持ってやっていただければなど、そんなことを思います。以上です。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。それでは事務局から何かありますか。お願いします。

(柳澤均都市政策課係長)

ありがとうございます。さまざまな都市機能ということの中で多様な人たちが生活する、多様な目的を持ってそういった拠点に集まって、居住もあれば当然働く部分もあったり、これからの高齢化の中でいきますと医療や介護という部分が、そういった部分が交通で結ばれて便利な街づくりが進んでいけばいいのかなと思いますし、産業という部分でいきますと、今いろんな街の中で、いろんな可能性について街の皆さんとお話する機会もございますが、そういった際には都会の芸家の皆さんですとかクラフトをされるような方も、1つは松本にはクラフトフェアがあったりということの中で、自然環境等もあるという中で移住をしたいという声もたくさんあるとお聞きしております。ですので、そういった部分、そういった産業という部分も、今までの歴史的な文化も踏まえた中でより魅力的なものにつながっていくのではないかと考えていますので、産業という部分についても街中で成り立つようなことも含め、検討をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。胡桃澤委員、よろしいでしょうか。

(胡桃澤宏行委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは他にご意見・ご質問はいかがでしょうか。

近藤委員、お願いいたします。

(近藤晴彦委員)

はい、よろしくお願いいたします。2点ほどございますが、この計画を進めていく段において、やはり人口ビジョンが大事といいますか、その変動によって、今回は20年後のまちの姿を想定しながらということになっておりますけれども、この人口ビジョンの合計特殊出生率は1.8を目指すということの大前提でやっていくということかなと思うんですけれども、国もあげようとしておりますけれども、それがそう簡単には上がっていくか、ちょっと危惧があります。なので、そういったことへの対応として、現在の1.41とか1.5とか、そういった場合にはどうかというようなことの想定ということもバックグラウンドとしてあるのかどうかということはお聞きしたいんですが。

(大江裕幸会長)

1点目ということでまずご回答いただくということで、事務局の方からお願いいたします。

(柳澤均都市政策課係長)

ありがとうございます。今、近藤委員さんの方からもご説明いただきました松本市は地方創生の関係で人口ビジョン、合計特殊出生率を1.8という形で見込む中でやってございますが、こういった立地適正化計画を進めるにあたっては社会人口問題研究所(社人研)の推定数値を基にそれに遵守した形で検討を進めるという国の方の基準もでございます。そういったものも踏まえて松本市は1.8の設定をしているという状況でございますが、やはりそれを見据えてやっていくにあたってはただ単に基盤づくりだけではだめで、子育て支援の施策であったり、今も話題になっておりますが、子育てにあたって保育所の充実ですとかそういった部分も必要になってきますし、やはり働きながらそういったものを利用するということになると、そういったものが集積しているということも1つの働きながら子供を育てる、子育て施策に影響が与えられることかなとも思います。ですので、基本的には立地適正化計画を進めるにあたって、そういう環境も整えるということも1つの目標にも持っておりますし、また先ほどご質問にありましたように、このままの推移ということの中で想定があるかということでございますが、今後の検討の中ではそうなった際の、人口も目標だけ、いいところだけを見据えた中の検討だけではいけないと思うんですが、実際にこの計画でエリアの設定だとか施設の誘導というものは、現状の段階を踏まえた中で必要なものを、必要なエリアに設定をしていくということでございますが、今後その後の状況は、20年後とは言っておりますが5年後とかそういった中で見直しをしたりしていくということになっておりますので、人口推計につきましては基本的には松本市全体的に目標としております1.8の水準に目指した形でまずは検討していくのが、この計画の位置づけとっております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございます。それでは近藤委員、今の点についてはいかがでしょうか。

(近藤晴彦委員)

はい。わかりました。1.8でやるしかないなという計画自体はそういうことだと思いますが、あらゆることを、計画は立てたけれどもということが一番危惧されます。なんとかやるということが全庁的な課題もありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

(大江裕幸会長)

引き続き2点目についてお願いいたします。

(近藤晴彦委員)

はい。もう1個、この28年度中に原案なり、諮問が当審議会になされるという中では、ということの中で様々なことを決めていくということになりますけれども、したがって資料17、18ページにある中身についても具体的にはこの中ですでに決めていくと、都市中心拠点地区のあり方からずっと出てきておりますが、そういったことを具体的に28年度中に決めるという理解でよろしいでしょうか。

(大江裕幸会長)

その点につきまして、事務局の方でいかがでしょうか。お願いします。

(柳澤均都市政策課係長)

はい。28年度につきましては都市機能誘導区域のエリア、それからそこに誘導していく施設については策定をします。居住誘導区域につきましては都市機能誘導区域を囲むような形で、そういった都市機能を利用できる、そこにアクセスしやすいエリアというもので設定をしていくんでございますが、28年度中に概ねのそのエリアですとか、範囲というような想定を持ちながら都市機能の位置づけというもとの辺のエリアの居住までを担う都市機能誘導区域としてくかという視点で検討しますので、しっ

かりどこまで明確に出せるかは今後の検討ではございますけれども、28年度末の時点では居住誘導のエリアも概ね想定をした形の中で骨子案として、そして都市機能誘導区域については基本的にエリアと施策を踏まえた検討をさせていただきたいというふうに思っております。

(近藤晴彦委員)

はい。わかりました。了解です。

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。それでは他に、ご意見・ご質問はございませんか。
井口委員、お願いいたします。

(井口司朗委員)

今の回答に付随していくといいますが、先日の市議会でも市役所をどうするかという大きなテーマがありまして、最低でも7年後くらいには完成させるとか、そういう話が出てから最低10年でというような話がありまして、都市機能、今おっしゃっていた一番大事な行政機関がどこに移るかによって全く、中心地が変わってくるということも想定されるんですが、そこは考えないでやっていくという方向なんでしょうか。

(大江裕幸会長)

事務局の方からご回答をお願いします。

(上條裕久都市政策課長)

はい。確かに市役所の移転についてはデリケートな課題だと思いますが、これは密接に都市機能誘導区域と関連がありますので、そこらへんも含めて検討ということになるのかなと思っております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございます。井口委員、よろしいでしょうか。

(井口司朗委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは他にいかがでしょうか。
大久保委員、お願いいたします。

(大久保真一委員)

今の井口さんに関連するんですけれども、松本城とそれから先ほど出たアルプスと、いわゆるこちらの美ヶ原、これが見えるのが一番の松本市らしさということだというふうに解釈しているんですけども、そういういわゆる高さ制限、これは面での計画ですよね。高さ制限は別の法律がありますから、そちらで制限していくと、こういうことになるかと思っておりますけども、その面もその中に、これは平面図で語っているわけですけども、いわゆる立体的なものも必要だと思うんです。先ほど意見が出た通り、アルプスが見えるのが松本らしさだと、もちろん、美ヶ原もそうだし、松本城もそうだという。このへんは高さ制限がかかってますから、それはこの中には入りませんが、別の法律があるということで、そちらで解決していくという、こういうことで解釈よろしいですか。

(大江裕幸会長)

事務局の方から、回答をお願いします。

(上條一正建設部長)

私の方から、先ほどの市役所の関係も含めて、立地適正化計画でコンパクトシティという言葉、松本市はずっとコンパクトシティじゃなくて集約型都市構造という言葉を使ってきていますが、コンパクトな都市と都市の密度と建築物の高さって、実は密接に関係するということがありまして、その議論は常々ずっとしてきています。そういう中で先ほど武者委員の方から、今後議論すべき事項、あまり技術的な部分ではなくてもっと精神論的な部分を入れ込んだところって、まさにそういうところがこの松本市はどうあるべきか、そういうところだというふうに思っていて、そういう議論の中で高さが高くていい場所、そうでない場所、どうだっという議論もずっと今まで都市計画の分野で並行してやってきていますので、この集約する場所だと決めるところに、コンパクトだから高くていいぞという話とは、また別の議論ではきていますが、密接に関連をしています。制度的には別ですが、密接に関連するというふうに、制度的にも進め方にもそういうことで考えているということでもありますので、よろしくをお願いします。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。大久保委員、よろしいでしょうか。

(大久保真一委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは、他にいかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

(石井杉男委員)

松本建設事務所長の石井でございます。少し配慮していただければなという点をお願い申し上げたいんですが、住む空間と先ほど出ております働く空間、これは非常に密接な関係がありまして、ぜひともそんな観点でももう一度加えていただければと思います。働く、住むだけではおもしろくないので、当然、遊ぶ場所とか楽しむ場所が欲しいと思うのが人間でございます。ぜひともその辺も加えた計画論をたてていただければ、非常に魅力あるものになるんじゃないかなと思っております。それと、人が集中して密度が高くなるということは、人口が増えない今、これからまだまだ減るといっている中で増える空間と逆に減っていく空間があるということ、この計画は言っているわけですし、減る空間のところについて何か今後フォローしていくのかどうかということ、やっぱり考えていかなければいけないかなと思っております。今後それも課題に含めてやっていただければなと思います。

それと拠点の関係ですけれども、高速道のインターの付近というのも非常に価値のある空間だと私は思っております。中部縦貫等、インターが伸びてきますけれどもそういった空間についても意味のある空間として位置づけていただければ、私としてはありがたいと思っております。以上でございます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。今のご意見につきまして事務局の方からいかがでしょうか。

(柳澤均都市政策課係長)

はい。ありがとうございます。今いくつか方向性に向けた貴重なご意見を頂いたかと思っております。

空間の考え方につきましてはやはり多様性という部分で、人が活気のある街になるにはいろんな方がコミュニティを持って、交流できる場が必要なのかな、というふうに思います。すべての拠点がそういう必要性はないかもしれませんが、松本の中でも様々な拠点の中で特色をもった拠点をうまく配置しながら、それを公共交通でつなぐような、そういった形の集約型の都市構造としていければというふうに思いますので、その辺も含めて考えていきたいと思っておりますし、そういった際に減る空間、当然この議論をしますと、いろんな方が、じゃあ集約しているのはいいんだけど移転してしまった場所はどうなるのかというような話がございます。これは都市の都市部における集約、魅力ある街づくりというか、市街地をどう作っていくかというのが一番の基本にはなっておりますが、やはり郊外の部分ですとか、それから山間部の部分、そういった産業を担うような地域のコミュニティといった部分もでございます。そういった部分もやはり今後の有効的な活用という部分でいきますと、跡地利用という視点につきましても、周辺の方々が有効に使えるような、そういった部分の地域づくりということと踏まえまして、地域の皆さんとも相談をしながら有効活用についての関係等を進めていかなければいけないかなと思います。

それから高速道路のインターチェンジという話の中で、今後中部縦貫自動車道等の具体的な整備ですとか、それにとまなましまして今、新規のインターというようなそういった考え方も出されてきておりますが、そういった部分、やはり都市の構造として、そういった幹線道路というものであったり、都市基盤においてそういった骨格をなすものの周辺についてはやはりそれなりの位置づけというものを持ってこなければいけないと思っておりますし、新たにそういうものが今後の政策的な部分の中で発生をしていくということでございましたら、やはりそういった政策的な部分を踏まえながら、この上位計画であります都市計画マスタープランとの整合性も図りながら、今後検討していくということで、大事な視点と捉えて今後も考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。石井委員、よろしいでしょうか。

(石井杉男委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは他にいかがでしょうか。

それでは澤田委員、お願いいたします。

(澤田佐久子委員)

よろしく申し上げます。今、お話でていますけれども、居住誘導区域と都市機能誘導区域、これを作るといことが非常に大変なことではないかと思ひます。長期でということもありますけれども、やはり住まいというのは非常に皆さん大事にされていますので、区域が決まったからと言って短期でできるというふうには思ひませんけれども、山間地の問題やそういう部分を考えますとやはり公共交通が大切になってくると思ひます。今もお話ありましたけれども、そういった公共交通をきめ細かくやりつつ、この都市機能誘導区域というものもやっていただきたいと。これからの課題はやはり公共交通かなというふうには思ひますけれども、その点要望としてお願いいたします。

で、もう1点は17ページと15ページに村井駅周辺整備のモデルとして例がありますけれども、村井駅周辺整備は喫緊の課題なんですけど、そういった村井駅周辺でも人口減少がこれから起きてくるということであるわけですが、見通しについて伺いたいと思ひます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。それでは事務局にご回答をお願いしたいと思ひます。

(柳澤均都市政策課係長)

はい。ありがとうございます。公共交通につきましては松本市次世代交通政策ということで、数年前から取り組みをしてきておりまして、取り組む中で交通計画と地域公共交通網形成計画につきましても策定をしてきてございますので、その辺のところを踏まえながら、この計画との関係性も足していきたいと思いますと思ひております。

あと、村井駅につきましては、村井駅周辺というか村井地域周辺につきましては先ほどもちょっとご説明をさせていただきましたが、さまざまな施設が集積しているということと、今後そういった新たな開発等の予定もあるということですので、高齢化が進んでいる旧来の住宅街も結構多くなってきたので、そういった地域の課題というものももう少ししっかり分析させていただく中で、その周辺に足りないものとか、特に駅の機能につきましては、かねてからそういった部分で検討もしてきた経過もございまして、やはり周辺の住民の皆さんの利用するそういった駅だけではなく周辺施設というものについても、改めて検証しながら計画と関連性を持たせて進めていけたらと思ひております。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。澤田委員、よろしいでしょうか。

(澤田佐久子委員)

はい。

(大江裕幸会長)

では青木委員、お願いいたします。

(青木豊子委員)

はい。先ほどの精神論にもなるかもしれませんが、以前は郊外の田園風景の中の広い一戸建ての住宅というものをどんどん進めてきた中で、やはり市街地の空洞化とか、松本あたりでいいますと、お城周辺の人口減少の中のそういった二極面が増えている中で、生涯にわたって安心して暮らせる街づくりとか、新しい住宅地は増やすのはいいけど、何年か経つ、20年経つとそこは全くの高齢化地域になっているという、現状を考えていきますと、やはり循環できる、人が移り住めていけるような市街地というか都市機能を作っていくか、ただただ郊外に住宅を建てることによって、そちらの方に道路を作っていくか、そういうインフラ整備にまたお金がかかっていくというようなことを考えると、今ある中でいかに世代交代をさせていけるような都市機能ができるかということを考えていくか、交通に関してどこまで交通機関ができるかということもなかなか進まないわけですので、そういう意味での立地適正化計画というものをぜひ考えていっていただきたいと思ひます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。今のご意見に対して事務局からなにか。

(柳澤均都市政策課係長)

はい。ありがとうございます。おっしゃられた通りかと思ひます。さまざまな今までの都市の変遷というものがあり、住民ニーズというものに応えながら社会基盤が広がってきた経過でございまして、そうやってできてきたものや今後の人口等の状況を見据えられれば、有効活用していくという部分で、循環を図りながらやっていく必要性を考えていきたいというふうには思ひますし、そういったものをつないでいく公共交通、こういった交通も踏まえた考え方を進めてまいりたいと思ひます。ありがとう

ございます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。青木委員、いかがでしょうか。

(青木豊子委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは他にいかがでしょうか。

では大久保委員、お願いいたします。

(大久保真一委員)

5章のところで市街化区域を将来拡大しないという発言あったんですけれども、いわゆる安曇野市、塩尻市、それから山形村とか朝日村、この方へ人口が拡散していったわけですよね。そういう部分は近隣の町村と話し合いをしながらということは可能なのですか。しないんですか。そういうことはしないで松本だけの考えで進めるのか。

(大江裕幸会長)

では事務局よりお願いいたします。

(柳澤均都市政策課係長)

はい。ありがとうございます。広域との連携というのはこの計画の一つの柱にもなっておりまして、国の考え方でいきますと、国土形成計画というのが昨年作られているんですが、そこにおきましてやはり広域連携という部分でいくと、将来の地方都市としては30万都市圏の中でコンパクトというか形成される都市づくりをしていかないと今後の将来の地方都市としての維持ができないと指摘もでございます。

私どもも県さんを通じながら、松本建設事務所さんとか県庁の都市まちづくり課さんとも協議をしたり、あと周辺の市町村のみなさんとも、実は今年度も2回ほど勉強会というような形で、地域の課題の話し合いをしておりますし、今後もこの松本広域圏がどういう方向性に行っていっていったら良いのかという部分につきまして研究をしながら、周辺都市のこういった計画とも整合性を取りながら進めていこうということで調整をさせていただいております。

(大江裕幸会長)

大久保委員、お願いいたします。

(大久保真一委員)

そういったことでいわゆる都市計画法が46年に施行されて以来、ずっと周辺市町村が人口倍増しているんですよね。そういったことで昭和46年の5月かな、都市計画決定されてその面積が松本は少なかったと。そのことによって土地が高くなっちゃったということで、周辺市町村の方へ人口が移ったと、こういう経過があるわけです。松本市はまたコンパクトシティ化とこうやった時に、この計画に対して、今度は向こうの周辺市町村が都市計画法を持ってないじゃないですか。そういったことでいわゆる法律の絡みから言って、安曇野市は持っているにしても、塩尻とか周辺の町村は持ってないんで、その辺のところきっちりとした国や県や相談かけながらそうしていってもらわないと、また二の舞というかその繰り返しになっていくと。今、青木さんが言った通り、今二世帯住宅建たないような小さな50坪ぐらいの宅地で家建てると、次の子供はそこへ家建てられないという面もあるじゃないですか。そういう部分でいうと二世帯住宅が建てれば人口流出しない。今、二世帯住宅分のその人たちが安曇野市とか周辺町村へ行っているという現状があるわけです。そのへんのところはきっちり周辺市町と広域連携をしていただいて、コンパクトシティなら結構ですけれども、そういった部分できっちりとした計画を作ってほしいと思います。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。今のご意見につきまして、事務局よりお願いいたします。

(柳澤均都市政策課係長)

はい。ありがとうございます。一部、自分のその独自の见解が入るかもしれませんが、やはりこういった社会になったことにつきましてはモーターレーゼーションの発展の中で、車社会ということの中で若い元気な世代は車に乗って、どこでもということはないですが、松本市に来ようと思えばすぐに来れるような状況があるので、そういった地域に住まいがどんどん広がってきたという経過もあるかと思えます。しかし、今後のこの社会は今の想像以上に早く高齢化が進んでまいりまして、実際に車の技術も発

展して事故など少なくなるんだ、という話もございますけれども、実際に自分が運転してそういった身の回りの生活に必要な機能がその都度車に乗っていかなければいけないような生活を続けられるのかという部分で考えますと、やはりそれにはある程度そういったものの機能の集約している都市で住むことのインセンティブというか、先ほどありましたように庭付きの住宅に住みたいという、住宅すぐろくと言いますか、だんだんと貸家から将来的には一戸建ての庭付きのところに住みたいという形で、今まで都市が拡大してきたわけでございますけれども、その考え方も少し見直しをされたり、またそういうところに住む人も当然いるんですけれども、そういった車に頼る生活が難しくなった人はやはりそういった機能が充実している部分で住むというような、そういった考え方の変更も今後はかなり起きてくるのではないかなというふうに思います。そういった中で周辺都市におきましては、こういった都市計画を持っていない都市もございますけれども、やはり同じ生活圏である松本広域ということの中で、県のみなさんと相談をしながら広域圏での今後の都市計画の在り方というものについても研究をしていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(大久保真一委員)

ぜひそういうことを配慮してほしいと思います。以上です。

(大江裕幸会長)

よろしいですか。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは他にご意見等が無いようですので、以上で質疑を終了いたします。以上をもちまして、本日予定された議事は終了しました。

議事録署名人に指名させていただきましたお二人の委員には、後日、事務局において調整された会議録が送付されますので、署名後事務局へ返送をお願いいたします。また、委員各位には、後日事務局より議事録の写しをお送りいたしますので、ご承知ください。

この際、議案以外のことで何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

<意見なし>

それでは特に無いようですので、以上で第45回松本市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(上條裕久都市政策課長)

それでは、事務局から最後になりますが、長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。次回の都市計画審議会は、現在のところ5月頃を予定しておりますが、また決まり次第、ご通知申し上げますのでよろしくお願いいたします。本日は、これにて閉会となります。ありがとうございました。

(柳澤均都市政策課係長)

ありがとうございました。あと、補足で1点だけ申し訳ございません。

実は、先だって資料をお送りした時、チラシを1枚入れさせていただきました。先ほどご紹介をさせていただきましたが、来年度、市民会議という形で長岡技術科学大学の中出先生に関わっていただこうと思っているんですが、その中出先生をお招きしまして、明日、基本的には庁内の職員等を対象にいたしました勉強会というような形で講演をいただいた後、そういった内容につきまして、今後のこのまちづくりにつきましてディスカッションをするようなことを考えております。もしご都合がついてご参加をいただけるようであれば、こちらの事務局の方へ、人数的な確認ということもございますので、お帰りの際にお声をかけていただけたらと思います。

本日は貴重なご審議ありがとうございました。